道路整備事業に係る予算措置の確保を求める意見書

唐津市は、九州の北西部に位置し、1市6町2村の合併後、487.54 km と広大な地域に、一つの都市中心拠点と8つの地域生活拠点が形成されており、ユネスコ無形文化遺産に登録された「唐津くんち」や特別名勝の「虹の松原」をはじめ多数の観光資源を有している。また、呼子のいか、佐賀牛、ハウスみかんの生産をはじめ、最近では、養殖さばのブランド化や、アジアに近い地の利を生かしたコスメ産業の集積に力を入れており、人口減少時代における、地域特性を生かしたまちづくりを推進している。

このため、道路行政においては、西九州自動車道や佐賀唐津道路の広域幹線道路網の整備などの国、県道の整備をはじめ、市道では、中心拠点と各生活拠点を結ぶ地域間ネットワークの整備や、道路ストックの老朽化対策、通学路の交通安全対策、駅を中心としたバリアフリー対策等を計画的に実施していくため、予算の確保が重要な課題となっている。

このような中、国においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「道路財特法」という)の規定により、補助率の嵩上げがなされているが、この措置は、平成29年度までの時限措置となっている。道路財特法による補助率の低減は、地方創生に全力で取り組む地方自治体にとってはまさに死活問題であり、道路整備の停滞による地域活力の低下が危惧されるところである。

よって、国会及び政府に対し、今後も地域における道路整備の着実な推進が図られるよう、以下の点について強く要望する。

- 1 道路整備を計画的かつ着実に推進するため、安定的・継続的な予算の確保を図ること。
- 2 老朽化する道路施設の維持管理及び更新を計画的に進められるよう、必要な予算を安定的・継続的に確保すること。
- 3 道路財特法の規定による補助率等の嵩上げ措置については、計画的かつ着実な 道路整備を推進するために、平成30年度以降も引き続き継続するとともに、必 要な道路整備の推進が図られるよう、地域の財政状況等を十分考慮した措置を講

ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日

佐賀県唐津市議会

安 倍 晋 三 様 内 閣 総 理 大 臣 衆 議 院 議 長 大島理森様 院 議 伊達忠一様 参 議 長 務 大 臣 麻生太郎様 財 土交通大臣石井啓一様 玉